

標準旅行業約款(別紙特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によって身体に傷害を受けたときは、本章から第3章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に対し、補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。))を支払います。

2 前項の規定は、身体外から有害ガス又は有害物質を偶然かつ一時吸入、吸収又は摂取したときに急激に生じた中毒症候(ただし、細菌性食物中毒は含まれません。)(以下「中毒」といいます。))を含むものと、細菌性食物中毒は含まれません。

(用語の定義)

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の第2条第1項及び受託型企画旅行契約の第2条第1項に定めるものをいいます。
2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時までをいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行から離脱する場合は、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の予定の日までの間は「企画旅行参加中」とし、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たことと離脱したとき又は復帰の予定日時を離脱したときは、その離脱の時から復帰の予定の日までの間は「企画旅行参加中」とはしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配による運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切拒否した際に旅行者が当社に届け出たときは、その旨及び当該日に旅行者が当社に届け出た損害に対しては補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはしません。

3 前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が行方不明な場合は、その受付完了時
 - 2) 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機場内における手荷物の検査等の完了時
 - 3) 船舶であるときは、乗船手続の完了時
 - 4) 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
 - 5) 車両であるときは、乗車時
 - 6) 宿泊施設であるときは、当該施設への入場時
 - 7) 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設の取手手続が完了した時とします。
- 4 第2項の「サービスの提供を受けたことを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- 1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた
 - 2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行機場内からの退場時
 - 3) 船舶であるときは、乗船時
 - 4) 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - 5) 車両であるときは、降車時
 - 6) 宿泊施設であるときは、当該施設からの退場時
 - 7) 宿泊施設以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金を支払いません。

- 1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 2) 死に補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が旅行者の傷害の一部の受取人である場合は、他の者が受取るべき金額については、この限りではありません。
- 3) 旅行者が自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酔っ払って正常な運転ができないうえに自動車又は原動機付自転車等を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 6) 旅行者の疾病、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- 7) 旅行者の過失、早急、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合は、この限りではありません。
- 8) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動(この規程において、暴動又は多数の者の集団の行動による、全国又は一部の地区において著しく平穏が奪われ、治安維持に重大な事態を認められる状態をいいます。))
- 9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。))若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性による有害な特性又はこれらの特性による事故
- 10) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 11) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 12) 当社は、原因の不明な閉塞、照臨感(いわゆる「むらちう症」)又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金を支払いません。

- 1) 地震、噴火又は津波
- 2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合においては、補償金を支払いません。ただし、各号の行為が当該企画旅行日程に含まれている場合は、旅行者以外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金を支払います。

- 1) 旅行者が別表第1に定める運搬物を行って運搬した行為
- 2) 旅行者が自動車、原動機付自転車、オートバイ、バイクによる競技、競争、興行(いずれも練習を含みます。))又は突進競走(性能試験を目的とする運転は除きます。))を練習している間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車等を運転して路上などこれらを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金を支払います。
- 3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であると問いません。))以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第5条の2 当社は、旅行者が死に補償金を受け取るべき各号の各号に掲げるいずれか当該5号の事由がある場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死に補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受取るべき金額については、この限りではありません。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
- 2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- 3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係に有していると認められること

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死に補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、1) 死亡補償金を支払います。2) 死亡補償金の額は、2,500万円。国内旅行を目的とする企画旅行においては、500万円(以下「補償金」といいます。))を死に補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に発生した将来において回復できない機能的障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治癒されません。以下「後遺障害」といいます。))を生じた場合は、旅行者1名につき、補償金額(別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。)

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を過ぎてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から180日における時点までを以て、その旨及び当該日に旅行者が当社に届け出た損害に対しては補償金及び見舞金の支払いを行います。

3 同一事故により2項以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各号に上段3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の、及及び9に規定する上段(脳ひずり)又は下段(眼ひずり)の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

4 前項に基づいて当該旅行者の補償金額の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活ができなくなり、かつ、入院(医師による治療が必要な場合におい

て、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。))した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。))に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- 1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 40万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 20万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 10万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 4万円
- 2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 2万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その他に定める期間については、前項の規定の適用上、入院日数とします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は後遺障害補償金を支払った場合において、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。))を行います。以下この条において同様とします。))した場合は、その日数(以下「通院日数」といいます。))が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- 1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 10万円
ロ 通院日数71日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
ハ 通院日数3日以上71日未満の傷害を被ったとき 2万円
- 2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 5万円
ロ 通院日数71日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円
ハ 通院日数3日以上71日未満の傷害を被ったとき 1万円

2 旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に支障し、通院日数と認めるときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とします。

3 当社は、平常の業務に従事することは平常の生活に支障がない程度に傷害が治つたとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払う場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則)

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院見舞金それぞれ1回以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものの(同様の場合には、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

- 1) 当該入院日数に対する入院見舞金
- 2) 当該通院日数(当社が入院見舞金を支払うべき期間中の日の総数とします。))に当該入院日数を加えた日数を通院日数とした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金(死に補償金)

2 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつて、又は遭難してから30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日に、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体障害又は疾病の影響)

第11条 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故と関係なく発生した傷害若しくは他の傷害による第1条の傷害の重大となった場合は、その影響が大きい場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

(傷害程度等に関する説明等の請求)

第12条 旅行者が第1条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者が死に補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明求め、又は旅行者の身体治療若しくは死体の検案を求めます。この場合において、旅行者又は死に補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。

2 旅行者又は死に補償金を受け取るべき者は、当社の知らない事由により第1条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の発生の日から30日以内で説明しなければなりません。

3 旅行者又は死に補償金を受け取るべき者が、当社が認める正当な理由で前項の規定に違反したときは、その説明若しくは報告が著しい遅延を招き、若しくは不実の申告をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

(補償金等の請求)

第13条 旅行者が死に補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金請求書及び補償金等の書類を提出しなければなりません。

(1) 死亡補償金請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び印鑑証明書
ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書

(2) 後遺障害補償金請求の場合
イ 旅行者の印鑑証明書
ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

(3) 入院見舞金請求の場合
イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

(4) 通院見舞金請求の場合
イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

2 当社は、前項以上の書類の提出を求めると又は前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

3 旅行者又は死に補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは、又は提出書類につき知りつつ虚偽の申告をし、若しくは不実の申告をしたときは、当社は、補償金を支払いません。

(請求)

第14条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の荷物のうち「1) 補償対象品」といいます。))に損害を受けたときは、本章の規定により、携帯品損害補償金(以下「損害補償金」といいます。))を支払います。

(損害補償金を支払わない場合一その1)

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 2) 旅行者と賠償を同じとする者の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的となつた場合は、この限りではありません。
- 3) 旅行者の自衛行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酔っ払って正常な運転ができないうえに自動車又は原動機付自転車等を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 6) 差押、差取、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災防消又は避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。
- 7) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれらによって補償対象品を管理する者が相当の注意を講じていない限りは、これを除きます。
- 8) 補償対象品が自然の消耗、さび、腐食、変色、おぼろけ、おぼろけ、おぼろけ、おぼろけ
- 9) 補償対象品が他人の行為の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
- 10) 補償対象品の盗難又は紛失
- 11) 補償対象品の盗難又は紛失
- 12) 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

(損害補償金を支払わない場合一その2)

第17条の2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれか当該各号の事由がある場合には、損害補償金を支払いません。

- 1) 反社会的勢力に該当すると認められること
- 2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- 3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係に有していると認められること

- 3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- 5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(補償対象品及びその範囲)

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に旅行するその所有の荷物のうち以下に示すものに限ります。

- 1) 前項の規定にかかわらず、次の各号に挙げるものは、補償対象品に含まれません。
 - (1) 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
 - (2) クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
 - (3) 本、設計書、図紙、帳簿その他のこれらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、ハードディスク、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその周辺装置等の周辺機器)と直接接続を行う記録媒体に記録されたものを含みます。))
 - (4) 船舶(ヨット、モーターボート及びボート)及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
 - (5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
 - (6) 美術、義経、コンタクトレンズその他これらに類するもの
 - (7) 動物及び植物
- 2) 補償対象品が明らかに指定するものではありません。

(損害賠償請求額の支払)

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。))は、その損害が生じた後及び回復に要する補償対象品の価額は補償対象品を損害発生直前の状態に復元した必要経費及び発生損害の費用の合計のうち低い方の金額を基準として定めることとします。

2 補償対象品の価額は第1項に於ける損害額の10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を10万円未満に前項の規定を適用します。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、当該損害額を支払いません。

(損害の防止等)

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、直ちに当社に通知し、損害の防止に努めます。

- 1) 損害の発生に努めます。
- 2) 損害の程度、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、速やかに当社に通知すること
- 3) 旅行者が他人の所有の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要となる手続を怠りません。

2 当社は、旅行者が正当な理由で前項第1号に違反したときは、防止軽減することができたと認められた額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項の規定に違反したときは、損害補償金を支払いません。同項の規定に違反したときは、取得すべき権利の行使によつて行方不明となつた損害の額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- 1) 第17条第1項に規定する損害の防止のために要した費用のうち当社が要する有益であつたことと認められたもの
- 2) 第17条第1項に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第21条 旅行者が死に補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び死に補償金等の書類を提出しなければなりません。

- 1) 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
- 2) 補償対象品の損害の程度を証明する書類
- 3) その他当該請求する書類

2 旅行者が前項の規定に違反したときは又は提出書類のうち故意に不実の申告を表示し、又はその書類を偽造するに及ぼしたときは(第三者をしてなされたときも、同様とします。))、当社は、損害補償金を支払いません。

(保険契約がある場合)

第22条 旅行者の損害に対しては損害賠償を支払った後、保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金を減額することがあります。

(代位)

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1(第5章第1項関係)

登山道具(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)リュック、ガスレール、スライドブレーキ、ハンズグリップ、搭乗 超経機動力(モーターバックグラウダー、マイクロソフト機、ウルトラソフト機) 搭乗 ジョイフルプレーヤー(搭乗その他これらに類する危険な運動)

別表第2(第5章第1項関係)

1 目の障害	100%
(1) 両眼が失明したとき	100%
(2) 一眼が失明したとき	60%
(3) 一眼の矯正視力が0.6以下となつたとき	5%
(4) 一眼の視野狭小(全く)(正常視野の角度の合計の60%以下となつた場合を含む。))となつたとき	5%
2 耳の障害	100%
(1) 両耳の聴力を全く失つたとき	80%
(2) 一耳の聴力を全く失つたとき	30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の聴力を解せないとき	5%
3 鼻の障害	100%
鼻の機能に著しい障害を致すとき	20%
(1) そしゃく又は言語の機能を全く失つたとき	100%
(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を致すとき	35%
(3) そしゃく又は言語の機能に障害を致すとき	5%
(4) 鼻に五弁以上の欠損を生じたとき	15%
5 外装(ぼう)(顔面・頭部・頸(けい)部)のうち)の機能	
(1) 外装(ぼう)に著しい障害を致すとき	15%
(2) 外装(ぼう)に著しい障害(顔面において直径5センチメートルの瘻(ろう)は(ん)こ)ん、長さ3センチメートルの瘻(ろう)は(ん)こ)ん)程度を致すとき	3%
6 背(せき)の障害	100%
(1) 背(せき)柱に著しい奇形又は著しい運動障害を致すとき	40%
(2) 背(せき)柱に運動障害を致すとき	30%
(3) 背(せき)柱に形を致すとき	15%
7 腕(うで)・手関節(てのうで)・脚(脚)関節(こぶし)の障害	100%
(1) 腕(うで)又は脚(脚)を失つたとき	60%
(2) 腕(うで)又は脚(脚)の三大関節中の二関節又は二関節の機能を全く失つたとき	35%
(3) 腕(うで)又は脚(脚)の三大関節中の一関節の機能を全く失つたとき	5%
8 手指の障害	100%
(1) 一手の手指を指間(指節間)以上で失つたとき	25%
(2) 一手の手指の機能に著しい障害を致すとき	8%
(3) 指以外の一手の機能に著しい障害を致すとき	5%
(4) 指以外の一手の機能に著しい障害を致すとき	5%
9 足指の障害	100%
(1) 一足の第一指を趾(し)間(指節間)以上で失つたとき	8%
(2) 一足の第一指の機能に著しい障害を致すとき	5%
(3) 第一指以外の一足の指を第二趾(し)間(指節間)以上で失つたとき	3%
(4) 第一指以外の一足の機能に著しい障害を致すとき	100%
(5) その他身体の著しい障害により終身自用を弁了することができるとき	100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該期間より心臓に近い部分を含む。

別表第3(第5章第2項関係)

- 1) 両眼の矯正視力が0.6以下になつていないこと
 - 2) そしゃく又は言語の機能を失っていないこと
 - 3) 両耳の聴力を失っていないこと
 - 4) 両上肢の両手関節以上のすべての関節の機能を失っていないこと
 - 5) 下肢の機能を失っていないこと
 - 6) 顔面顔部の機能のうち身体の自由が主に損失、洗面等の起立動作に限られていること
 - 7) 神経系又は精神の機能のうち身体の自由が主に損失、洗面等の起立動作に限られていること
 - 8) その他上記の6)の合符機能のうち身体の自由が主に損失、洗面等の起立動作に限られていること
- (注) 第4号の規定中「以上」とは、当該期間より心臓に近い部分を含む。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

有限会社 日どう観光

長野県知事登録旅行業 第2-208号

〒398-0002長野県大町市大町7031-4

TEL:0261-22-3589 FAX:0261-22-1371

Email:info@indotravel.co.jp

登録番号:T11000207006

総合旅行業務取扱管理者:遠山 朋江